

事業所における試用期間終了と解雇について

Q 試用期間中の社員を試用期間終了時に解雇する場合の注意点について教えてください。

A 試用期間とは、社員としての能力や適性を評価するために本採用するかどうかを決定する入社後の一定期間のことをいいます。

試用期間について法律上の規定はなく、設定の有無や期間については企業ごとの判断になりますが、その期間については3カ月から6カ月の間で就業規則等に規定している場合が多いようです。

そして、試用期間中に適性が認められない場合は、法定の手続きに従って解雇する場合もあるでしょう。

ただし、試用期間中の労働者であっても、14日を超えて引き続き使用された場合は解雇予告の規定が適用されるため、30日以上前の予告か30日分以上の平均賃金の支払いが必要になります。

さらに、解雇の理由に関しては14日を超えるか否かを問わず本採用後の解雇よりは広い範囲で認められているようですが、本採用後の解雇と同様に客観的に合理性のある「勤怠不良」や「協調性不足」などの理由が必要です。

さらに、今後雇用してもそれらの理由を改善することが難しいと判断できる事情が必要になりますので、まずは注意や指導を行い、それでも改善がみられないということを書面などで残しておくことが重要です。

また、就業規則等に規定した上で場合により試用期間の延長をすることも有効です。

詳細は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。